
事業承継時に焦点を当てた
「経営者保証に関するガイドライン」の特則の
適用開始等を受けた取組状況に関する
アンケート調査の結果について



令和3年6月
金融庁

【調査の目的】

- ・令和2年4月から、事業承継時に焦点を当てた「経営者保証に関するガイドライン」の特則（以下、特則）の適用が開始されたほか、令和2年10月には、金融庁ウェブサイトにおいて、主要行等及び地域銀行の「金融仲介の取組状況を客観的に評価できる指標群（KPI）」の一覧を公表
- ・これらを受けた各金融機関の態勢整備等の状況を確認するため、当アンケート調査を実施

【調査概要】

実施時期 | 令和2年12月

対象金融機関 | 510金融機関（主要行9行、地域銀行102行（埼玉りそな含む）、信用金庫254庫、信用組合145組合）

質問内容 | 事業承継時に前経営者・後継者の双方から二重に保証を求めることに関する自行（庫・組合）の方針など

調査の目的及び調査概要

P 1

I. アンケート調査の結果を受けた考察

1. 事業承継時に焦点を当てた「経営者保証に関するガイドライン」の特則

- ・ 事業承継時における前経営者・後継者の双方との保証契約 P 4－6
- ・ 事業承継時における前経営者との保証契約（第三者保証） P 7
- ・ 経営者保証ガイドラインの周知・債務者への説明内容 P 8－9
- ・ 内部規程等による手続の整備 P 10

2. 主要行等及び地域銀行の「金融仲介の取組状況を客観的に評価できる指標群（KPI）」等

- ・ 「金融仲介の取組状況を客観的に評価できる指標群（KPI）」の設定・自主公表 P 12
- ・ 根保証契約の締結 P 13

II. アンケート調査の結果を踏まえ引き続き議論していくべき内容等

P 15

参考資料

P17－20

< 記載上の留意事項 >

- ・ 別に公表している集計結果とは設問の順序が必ずしも一致しない
- ・ 各問の選択肢の記号は、別に公表している集計結果の選択肢の記号とは異なる
- ・ グラフの構成比は、小数点以下を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはならない

1. アンケート調査の結果を受けた考察

1. 事業承継時に焦点を当てた 「経営者保証に関するガイドライン」の特則

事業承継時における前経営者・後継者の双方との保証契約（1）

【1.】事業承継時に焦点を当てた「経営者保証に関するガイドライン」の特則の適用が開始され、特則では、原則、前経営者、後継者の双方から二重に保証を求めること（以下「二重徴求」という。）は行わないこととし、例外的に二重徴求を許容する事例として4つの事例を列挙しているところ（特則第2項（1）①～④）、自行（庫・組合）の方針について、該当するものを選択してください（集計結果 問6）



- 特則の適用開始を受けて、新たに、原則、二重徴求は行わない方針とした
- 特則の適用開始以前から、原則、二重徴求は行わない方針としており、特則を踏まえ、引き続き、原則、二重徴求は行わない方針としている
- その他※
※ 職域の信用組合であり事業性融資の実績がない金融機関、二重徴求の実績がない金融機関 など

約9割の金融機関において、原則、二重徴求は行わない方針としており、既にほとんどの金融機関において、原則として二重徴求を行わない方針が徹底されていることが窺われる

事業承継時における前経営者・後継者の双方との保証契約（2）

【2.】 2020年度上期（4-9月）において、事業承継時に二重徴求している事例につき、内訳をご教示ください
（集計結果 問7）



(特則第2項(1)②)

前経営者が引退等により経営権・支配権を有しなくなり、特則第2項(2)に基づいて後継者に経営者保証を求めることが止むを得ないと判断された場合において、前経営者に対する保証を解除することが著しく公平性を欠くことを理由として、後継者が前経営者の保証を解除しないことを求めている場合※

※ 法人から前経営者に対する多額の貸付金等の債権が残存しており、当該債権が返済されない場合に法人の債務返済能力を著しく毀損する場合 など

(特則第2項(1)④)

前経営者・後継者の双方から、専ら自らの事情により保証提供の申し出があり、特則上の二重徴求の取扱いを十分説明したものの、申し出の意向が変わらない場合

(特則第2項(1)①)

事務手続完了後に前経営者の保証解除が予定されている中で、一時的に二重徴求となる場合※

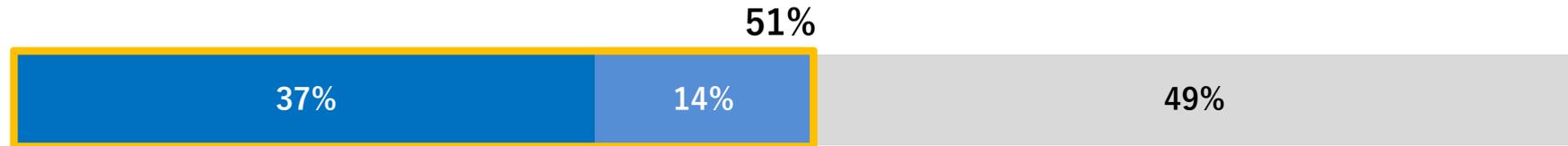
※ 前経営者が死亡し、相続確定までの間、亡くなった前経営者の保証を解除せずに後継者から保証を求める場合 など

(特則第2項(1)③)

金融支援を実施している先、又は返済が事実上延滞している先であって、前経営者から後継者への多額の資産等の移転が行われているなどの特段の理由により、当初見込んでいた経営者保証の効果が損なわれるため、前経営者・後継者の双方からの保証を求めなければ金融支援を継続することが困難となる場合

事業承継時における前経営者・後継者の双方との保証契約（3）

【3.】前ページの4つの例外事例に該当し、二重徴求となった場合（特則適用開始前より二重徴求となっている場合を含む）、その状態が継続しないよう適切に管理・見直しを行うため、どのような体制整備・取組を行っていますか（集計結果 問8）



- 本部が関与する定期的な事後フォローの体制を整備している
- 本部関与はないが、管理・見直しの体制を整備している
- 管理・見直しの体制整備は講じていない

二重徴求となった場合に、管理・見直しの体制を整備している金融機関が半数に上る一方で、管理・見直し体制が整備されていない金融機関が半数見られ、こうした金融機関については、各金融機関の実情に応じた体制整備が求められる

事業承継時における前経営者との保証契約（第三者保証）

【4.】2020年4月1日施行の改正民法では、第三者保証の利用が制限されましたが（注）、第三者保証に該当する可能性のある経営権・支配権のない前経営者との保証契約について、どのような対応を取っていますか（集計結果 問9）

（注） 第三者保証に関し、公証人による保証意思確認の手續が新設された。なお、保証人になろうとする者が、主債務者である法人の理事、取締役、執行役や、議決権の過半数を有する株主等である場合には、当該手續は不要とされている。



- 第三者保証に該当する可能性のある前経営者との保証契約は解除
- 第三者保証に該当する可能性のある前経営者であっても、一定の要件に該当する場合、改正民法に則って保証を徴求※
※ 形式上第三者となっても社内に残り影響力が大きい場合や、前経営者から法人への貸付金等、個人との貸借が多額で影響力が大きい場合 など

改正民法の施行後も、**3割の金融機関**においては、一定の明確な要件や条件の下で、改正民法に則って第三者保証に該当する可能性のある**前経営者から保証を徴求**することがあるとしている

経営者保証ガイドラインの周知・債務者への説明内容（1）

【5.】事業承継時等の契約変更・更新や、（事業承継時に限らず）新規融資において、保証を徴求する際の債務者及び保証人への説明に関し、該当するものを選択してください（事業承継時については、前経営者のみ又は後継者のみから保証を徴求する場合を含む）（集計結果 問3）



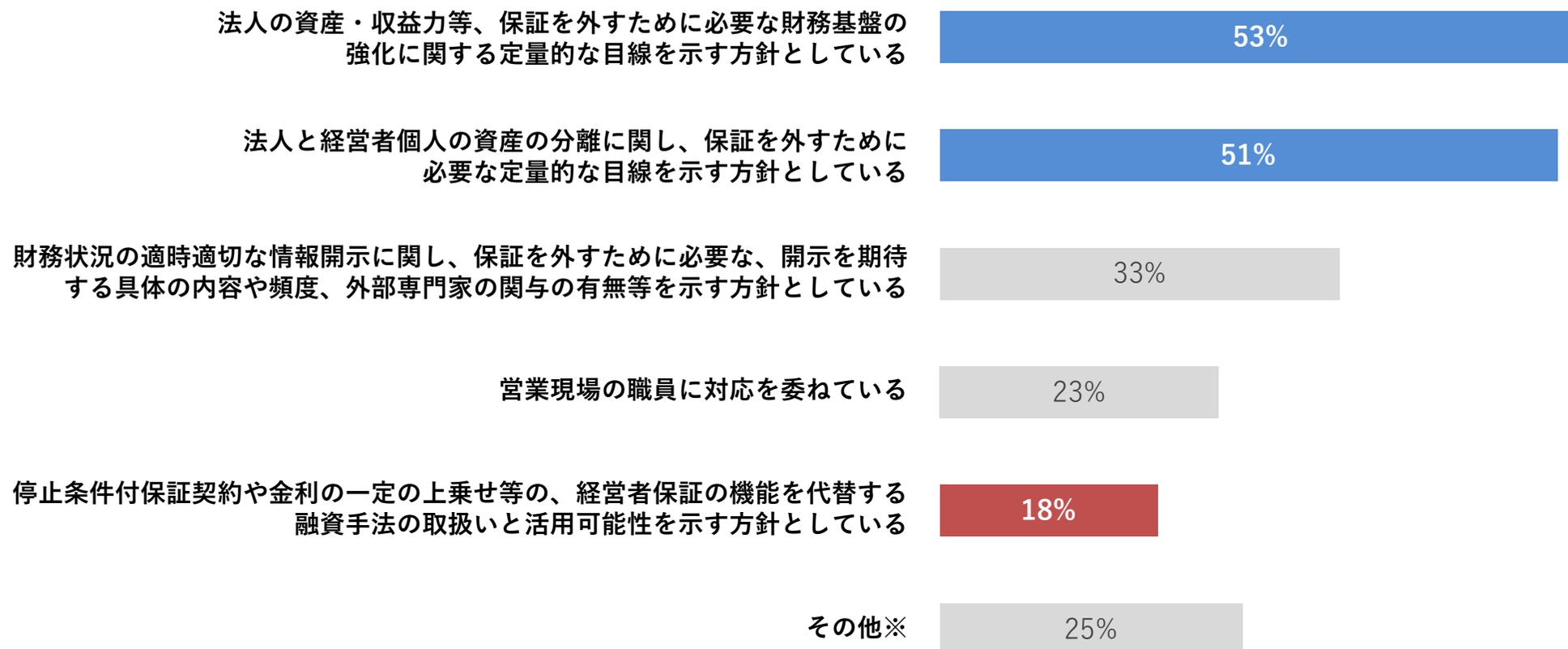
- 常に経営者保証ガイドラインについて説明を行う方針としている
- 根保証契約（保証限度額を定めた保証契約）の更新時以外、常に経営者保証ガイドラインについて説明を行う方針としている
- 顧客から問われた際に経営者保証ガイドラインについて説明を行う方針としている
- 保証契約が必要である理由について説明を行う方針としている
- 営業現場の職員に対応を委ねている
- その他※

※ 保証人別に最初の保証契約を行う際に経営者保証ガイドラインについて説明を行う方針としている など

7割超の金融機関が、「常に経営者保証ガイドラインについて説明を行う方針としている」と回答しているところ、他の金融機関においても、債務者等への丁寧な対応が求められる

経営者保証ガイドラインの周知・債務者への説明内容（2）

【6.】前ページの経営者保証ガイドラインの説明に関連し、保証を徴求する際の債務者及び保証人に対する説明内容について該当するものを選択してください（集計結果 問4）



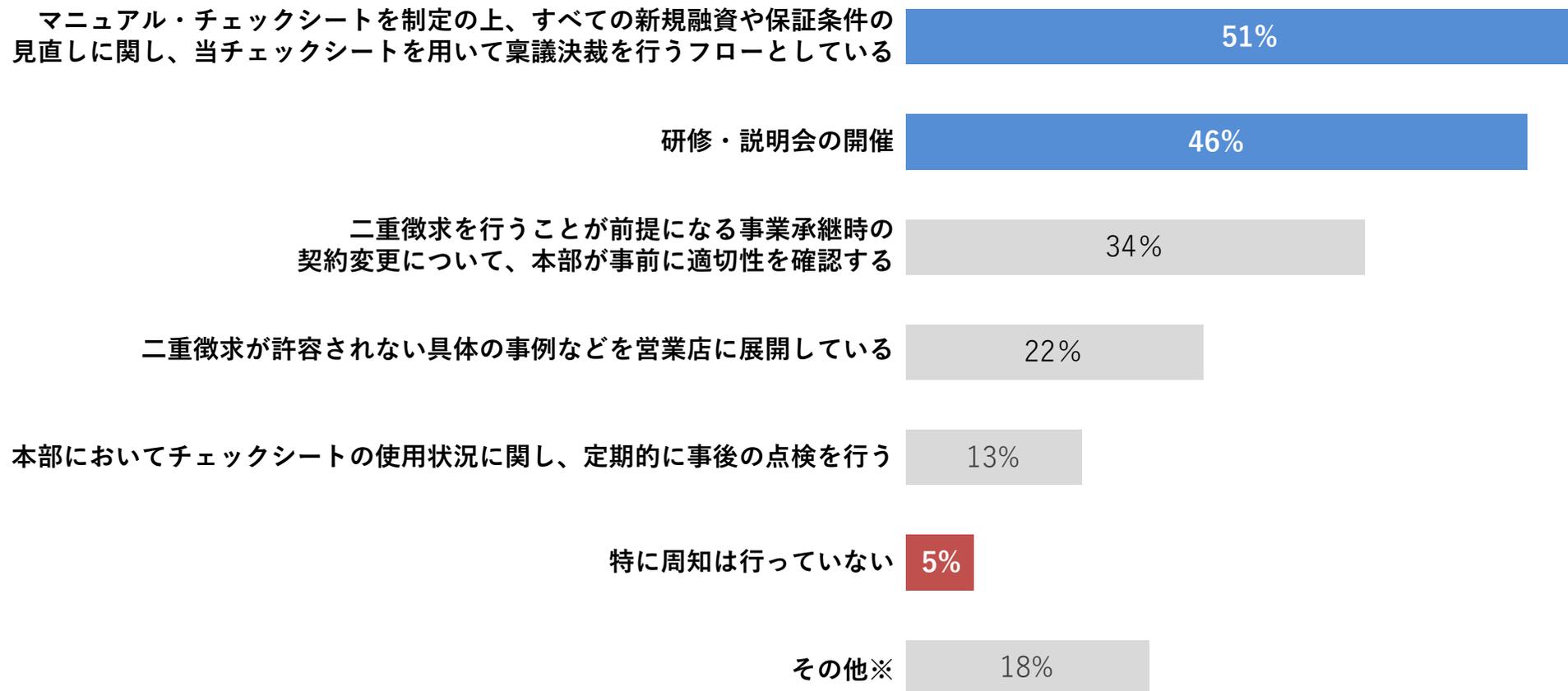
※ 経営者保証に関する自行（庫・組合）の説明書や業界団体のパンフレットを交付している
一律に定量的な目線を示すのではなく、個々の事業者の実態に合わせた説明を行っている など

5割超の金融機関が、経営者保証を外すための「財務基盤の強化や法人と個人の資産の分離」に関する定量的な目線を示す方針としているなど、債務者等への具体的な説明を行うこととしている

また、経営者保証の機能を代替する融資手法の取扱いと活用可能性を示す方針としている金融機関は2割に満たず、**代替手法の活用・浸透を課題に挙げる金融機関もあった**

内部規程等による手続の整備

【7.】特則では、特則第2項（1）から（4）に沿った対応ができるよう、社内規程やマニュアル等を整備し、職員に対して周知することが求められているところ（第2項（5））、営業現場の職員等に対してどのように周知を行いましたか（集計結果 問10）



※ 二重徴求となる場合は本部決裁事項とした
新型コロナウイルス感染防止の観点から、担当職員に個別周知を行った など

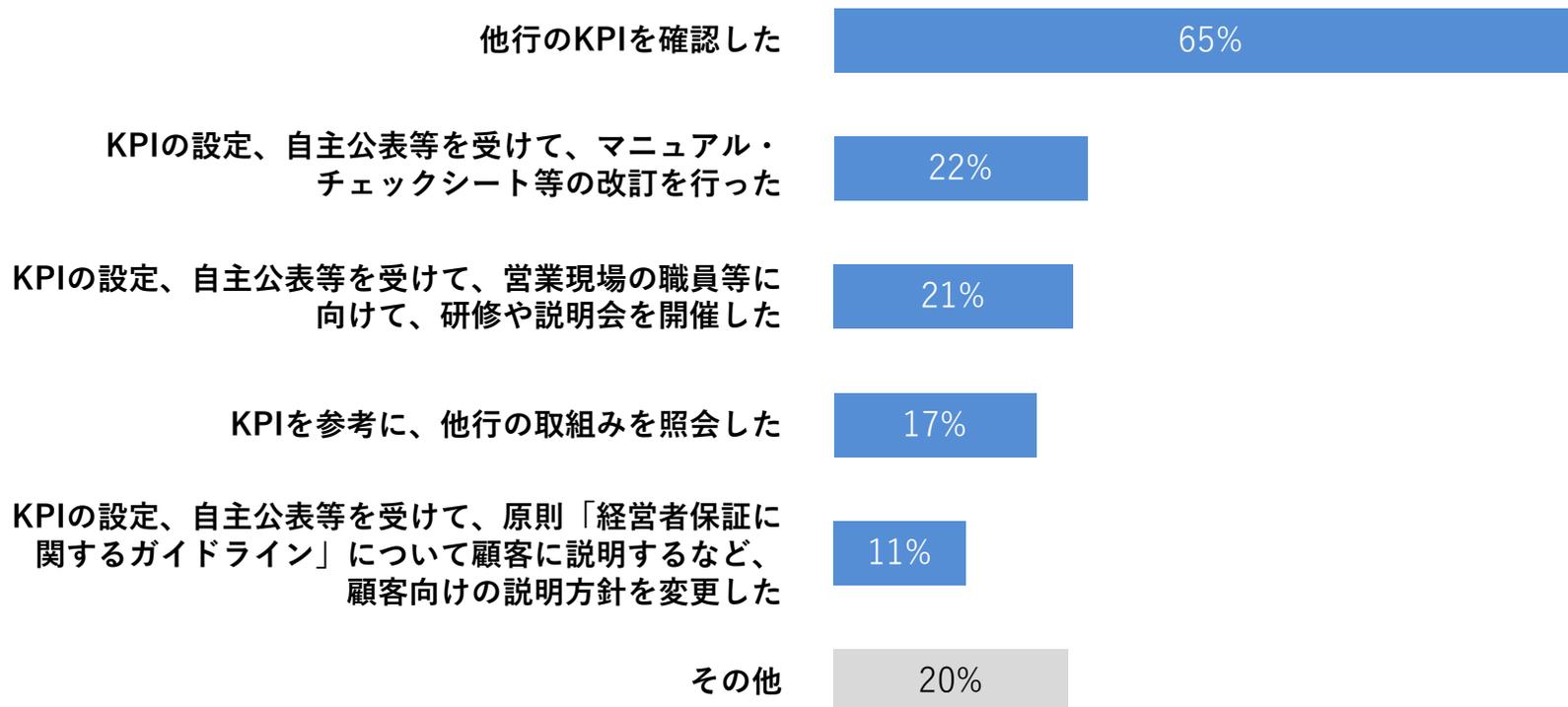
5割超の金融機関がマニュアルやチェックシートを制定の上、活用する態勢を整備しているとするなど、営業現場への周知が進められていることが窺われるところ、**他の金融機関においても、こうした結果も参考に、特則の現場への徹底が図られることが期待**される

2. 主要行等及び地域銀行の「金融仲介の 取組状況を客観的に評価できる指標群（KPI）」等

「金融仲介の取組状況を客観的に評価できる指標群（KPI）」の設定・自主公表

【8.】「金融仲介の取組状況を客観的に評価できる指標群（KPI）」の設定、自主公表等（注）の中で、自行（庫・組合）の取組みや態勢整備の状況等にどのような変化がありましたか（集計結果 問1）

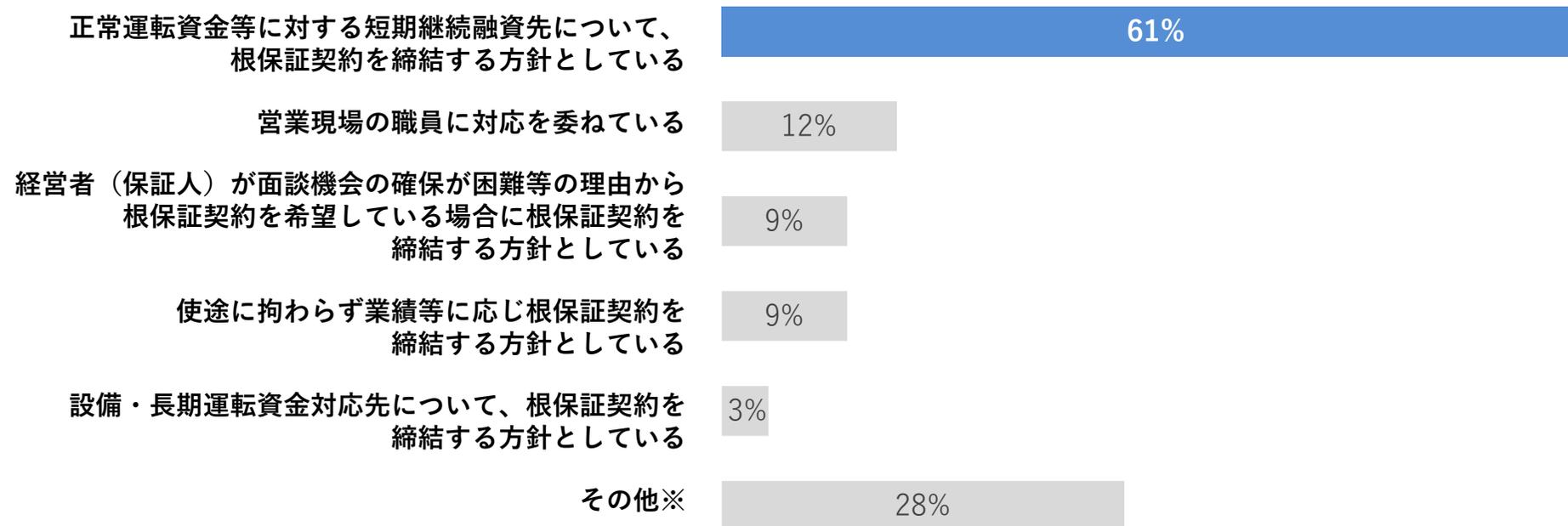
（注）金融庁では、金融機関の取組みの「見える化」を促す観点から、令和元年9月、「新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合」等を「金融仲介の取組状況を客観的に評価できる指標群（KPI）」として設定し、主要行等・地域銀行に対し、令和元年度下期以降の実績の自主公表を求めている。更に、令和2年10月以降、金融庁HPにおいて、当該実績を一覧で公表。



KPIの設定や自主公表を受けた取組内容等については、「マニュアル・チェックシート等の改訂を行った」（2割）、「顧客向けの説明方針を変更した」（1割）といった、具体的な行動に繋がっている金融機関が一定数見られたところ、今後、更なる広がりが期待される

根保証契約の締結

【9.】どのようなケースで、（個別保証契約（融資金それぞれに対する保証契約）ではなく）根保証契約を締結するか、該当するものを選択してください（集計結果 問5）



※ 手形貸付や手形割引先に対して、科目を限定して根保証契約を締結している根保証契約はなく、すべて個別契約で対応している など

金融機関が、融資の種類に応じて根保証を徴求していることが窺われる

また、「根保証契約の期間を概ね1年として取り扱っている」、「当座貸越契約（短期運転資金、1年毎の更新が多い）では、根保証契約を締結しているが、法人の業績等に応じて条件を見直している」といった金融機関が見受けられた

II. アンケート調査の結果を踏まえ引き続き 議論していくべき内容等

- ◆ 金融庁では、令和元年9月に「金融仲介の取組状況を客観的に評価できる指標群（KPI）」として、無保証融資割合・事業承継時の二重徴求割合等を設定の上、主要行等及び地域銀行に対して、当該KPIの自主公表を求めてきたほか、令和2年4月には、事業承継時に焦点を当てた「経営者保証に関するガイドライン」の特則が適用開始となったところ。
- ◆ 経営者保証ガイドラインの適用開始から7年が経過する中、経営者保証に依存しない融資等の取組については、半期毎の活用実績や当該KPIを通じ、総体として改善が図られている状況が見受けられる。一方、今回のアンケート結果等では、個々の金融機関における取組に一定のばらつきがあることが改めて確認された。
- ◆ 例えば、今回のアンケート結果では、顧客に対し、経営者保証ガイドラインの説明を徹底することは元より、経営者保証を外すための具体的な目線を示す、代替手法の活用可能性を示すなど、より踏み込んだ対応方針を取っている金融機関が相当程度確認された。また、前経営者・後継者からの二重徴求等についても、本部の関与の有無等、組織的な体制整備の状況に違いが見受けられるほか、KPIの設定、自主公表等を踏まえた対応状況にも差異が窺われた。
- ◆ 金融機関におかれては、経営者保証に依存しない融資の一層の促進に向け、今回のアンケート結果や、必要に応じて他の金融機関の対応も参考としながら、各金融機関の顧客基盤、特色、経営戦略等に応じた更なる取組を期待したい。
- ◆ 金融庁としても、今回のアンケート結果等を踏まえ、個別の金融機関の取組状況等をフォローするほか、引き続き、組織的な取組み事例の収集・公表等を通じ、金融機関における経営者保証に依存しない融資等の一層の促進を後押ししてまいりたい。

参考資料

「経営者保証に関するガイドライン」の概要

I. 経営者保証の準則

- 「経営者保証に関するガイドライン」は、中小企業団体及び金融機関団体の関係者が中立公平な学識経験者、専門家等と共に協議を重ねて策定したものであって、法的拘束力はないものの、主たる債務者、保証人及び対象債権者によって、自発的に尊重され遵守されることが期待されている。

II. 保証契約時の対応

- 保証を提供せずに資金調達を希望する場合は以下の経営状況が必要
 - ①法人と経営者の関係の明確な区分・分離、②財務基盤の強化、③適時適切な情報開示等
- ⇒ 債権者は、保証を求めない可能性や代替的な融資手法を活用する可能性を検討
やむを得ず保証契約を締結する場合、保証契約の必要性等を丁寧かつ具体的に説明するとともに、適切な保証金額の設定に努める
- 既存の保証契約の見直しの申入時にも、上記に即して適切に対応
 - ⇒ 特に事業承継時には、債権者は、後継者に当然に保証債務を引き継がせず、保証契約の必要性等を改めて検討するとともに、前経営者の保証契約の解除についても適切に判断

III. 保証債務の整理手続

- 一律かつ形式的に経営者の交代は求めず、経営者の帰責性や経営資質等を総合的に勘案し、経営者が引き続き経営に携わることに経済合理性が認められる場合には、これを許容
- 残存資産の範囲の決定に際しては、破産手続における自由財産に加え、回収見込額の増加額を上限として、一定期間の生計費に相当する額や華美でない自宅等を残存資産に含めることを検討
 - ⇒ ガイドラインに基づき債務整理を行った保証人の情報は、信用情報登録機関に報告・登録しない

事業承継時に焦点を当てた「経営者保証に関するガイドライン」の特則

特則策定の背景・目的

- ・ 後継者候補が経営者保証を理由に事業承継を拒否する場合があります、地域経済の持続的発展に支障をきたす可能性
- ・ 経営者保証が事業承継の阻害要因とならないよう、円滑な事業承継を促す観点から、**事業承継時に焦点を当てた「経営者保証に関するガイドライン」^(※)の特則を策定し(令和元年12月24日公表)、令和2年4月から運用開始**

(※)「経営者保証ガイドライン」とは、一定の要件(①法人と経営者との関係の明確な区分・分離、②財務基盤の強化、③財務状況の正確な把握、適時適切な情報開示等による経営の透明性確保)を満たす場合には、経営者保証を取らないことを基本とするなど、金融機関が過度に保証に依存せずに融資等を行うよう定めた指針(全銀協・日本商工会議所が平成25年12月に共同策定)

特則の概要

- ・ 前経営者、後継者双方からの二重徴求
事業承継時の前経営者・後継者双方からの二重徴求を原則禁止。例外的に真に必要な場合^(※)を限定列挙し、拡大解釈による安易な二重徴求が行われないようにする

(※)条件変更先や元金等の返済が事実上延滞している先であって、前経営者から後継者に多額の資産移転等が行われているなどの理由により、二重に保証を徴求しなければ当初の経営者保証の効果が大きく損なわれる場合 等

- ・ 後継者からの保証
後継者に対し保証を求めることで事業承継が頓挫する可能性等も考慮し、ガイドラインの要件を満たしていない場合でも、**事業承継計画の内容等^(※)をもとに、後継者から保証を求めないこととできないか柔軟に検討**。やむを得ず保証を求める場合でも、後継者の負担が最小限にならないか検討

(※)金融機関に対する報告義務等が履行されなかった場合に保証債務の効力が発生する、保証契約の代替的な融資手法の活用 等

「金融仲介の取組状況を客観的に評価できる指標群(KPI)」(経営者保証なし融資の実績等)

- ・ **令和元年度下期以降、銀行が半年毎に自主公表**
- ・ 金融庁HPIにおいて、各行の実績をとりまとめ公表

金融仲介の取組状況を客観的に評価できる指標群(KPI)

- 金融仲介の取組状況を客観的に評価できる指標群(KPI)は、「成長戦略フォローアップ」(令和元年6月21日公表)を踏まえ、
 - ・ 金融機関の取組みの「見える化」を推進し、
 - ・ 担保・保証に過度に依存せず、中小企業・小規模事業者の事業性評価や生産性向上に向けた経営支援に十分に取り組んでもらうために設定。(令和元年9月公表)
- 令和元年度下期以降の計数より、銀行(主要行等(※)・地域銀行)が半年毎に自主公表。
 (※)みずほ銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、三菱UFJ信託銀行、みずほ信託銀行、三井住友信託銀行、新生銀行、あおぞら銀行
- 金融庁HP(※)においても、各行が自主公表した実績を集約の上、公表。
 (※)金融庁HPリンク(主要行等及び地域銀行の「金融仲介の取組状況を客観的に評価できる指標群(KPI)」一覧及び公表状況(令和3年3月29日))
<https://www.fsa.go.jp/news/r2/ginkou/20210329/20210329.html>

【公表イメージ(抜粋)】

銀行名	指標1. 新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	指標2. 事業承継時における保証徴求割合(4類型)				銀行が公表を行ったウェブページアドレス(URL)
	(①+②+③+④)/⑤	新旧両経営者から保証徴求	旧経営者のみから保証徴求	新経営者のみから保証徴求	経営者からの保証徴求なし	
		⑥/(⑥+⑦+⑧+⑨)	⑦/(⑥+⑦+⑧+⑨)	⑧/(⑥+⑦+⑧+⑨)	⑨/(⑥+⑦+⑧+⑨)	
北海道銀行	47.3%	0.0%	71.3%	9.2%	19.5%	https://www.hokkaidobank.co.jp/keieishahosyo/index.html
北洋銀行	31.6%	0.0%	18.9%	60.6%	20.6%	https://www.hokuyobank.co.jp/announcement/pdf/20201113_072006.pdf
.....

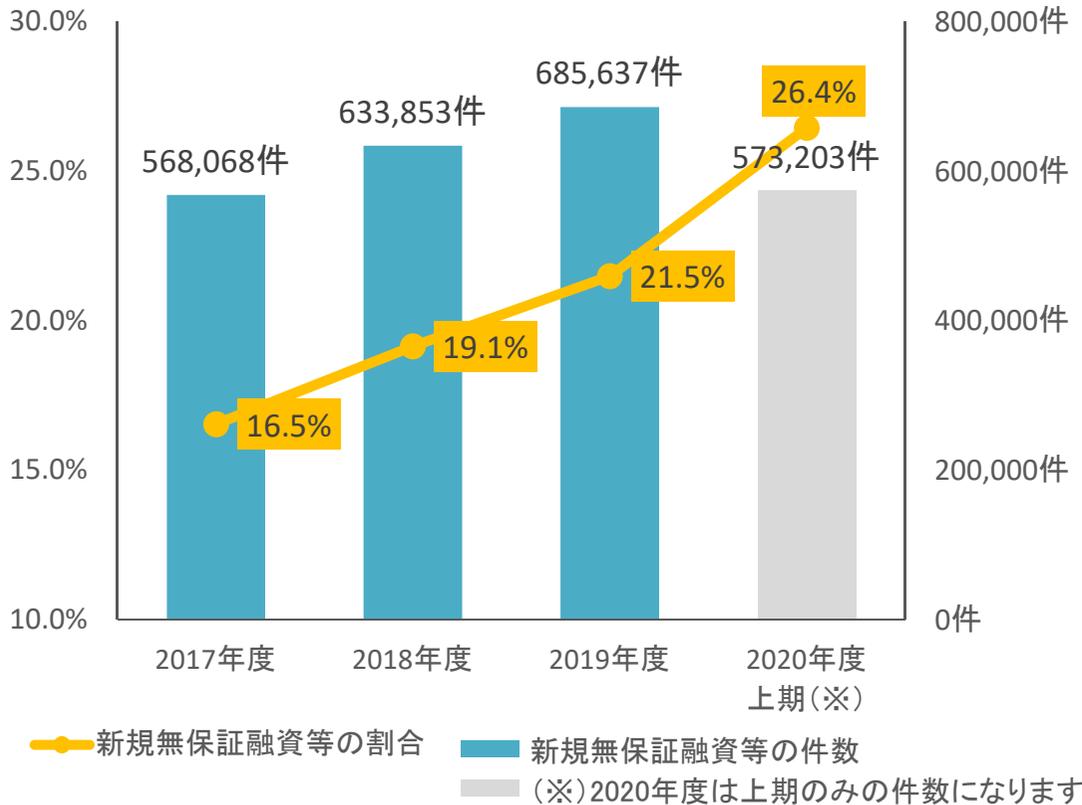
「経営者保証に関するガイドライン」の活用実績

経営者保証ガイドライン活用実績

- ◆ 2020年度上期の「経営者保証に関するガイドライン」の活用状況を見ると、新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合については、**民間金融機関全体では約26.4%と、前年度比約4.9%上昇**（グラフ1.）
- ◆ 代表者の交代時（事業承継時）の対応状況については、特に**前経営者・後継者から二重で個人保証を徴求している割合が約5.1%と、前年度比約8.0%低下**（グラフ2.）

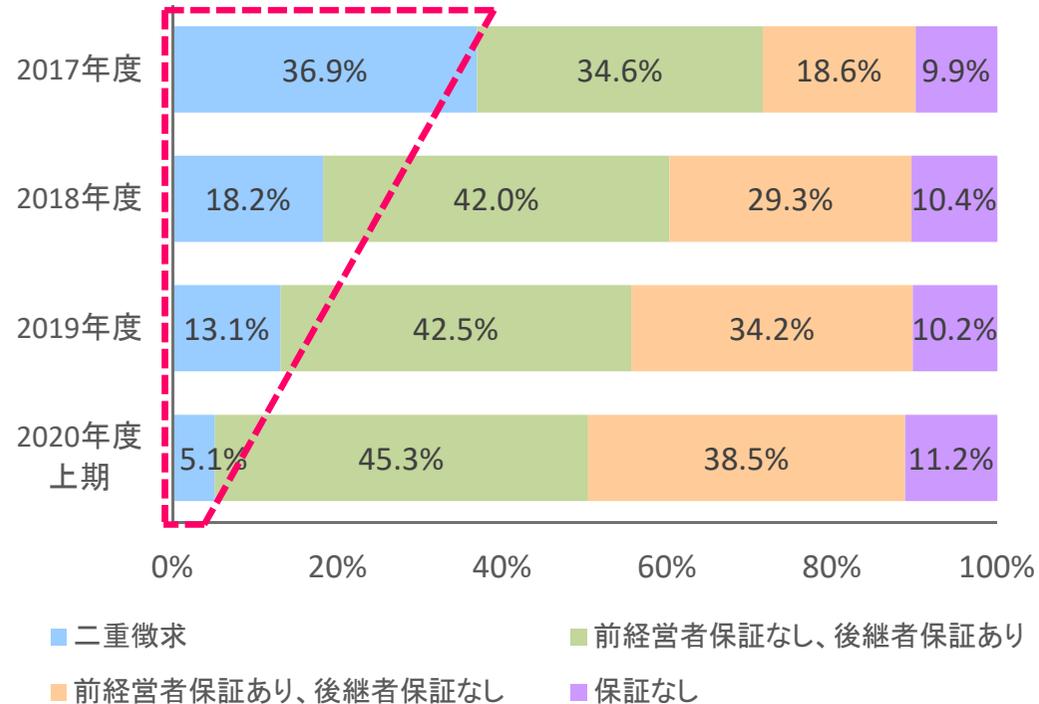
グラフ1.

新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合の推移



(資料) 金融庁

グラフ2. 事業承継時の保証徴求割合の推移



(注) 上記は前経営者が保証を提供している先における代表者交代手続きが行われた場合の件数割合を記載

(資料) 金融庁